

釧路保健所マイクロスモーカーライザー等貸出要領

（目的）

第1 この要領は、マイクロスモーカーライザー等を貸し出すことにより、喫煙対策の推進を図ることを目的とします。

（貸出物品）

第2 貸し出すマイクロスモーカーライザー等は、次のものとします。

- （1） マイクロスモーカーライザー 1式（原田産業株式会社製）
- （2） マウスピース 必要とする個数のうち釧路保健所長（以下「保健所長」という。）が認めた個数（使用済みのものは返却を要しません。）

（貸出の対象）

第3 マイクロスモーカーライザー等の貸し出しの対象は、釧路保健所管内の市町村、団体、施設等とします。

（貸出期間）

第4 貸出期間は、貸し出しの決定を受けた日から貸出物品を使用する最終日までとします。

なお、第7の規定により貸し出しの決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、貸出物品を使用した後は、速やかに保健所長に返却することとします。

この場合、返却に要する期間は、貸出期間と見なすこととします。

（貸出料）

第5 貸出物品の貸出料は、無料とします。

ただし、貸出物品を送付する必要がある場合には、その経費については、借受者の負担とします。

返却に要する経費も同様とします。

（貸出手続）

第6 マイクロスモーカーライザー等の貸し出しを受けようとする者は、マイクロスモーカーライザー等借受申請書（第1号様式）を保健所長に提出しなければなりません。

（貸出の決定）

第7 保健所長は、第6に規定する申請を受けたときは、速やかに貸し出しの可否を決定し、申請者へマイクロスモーカーライザー等貸出決定通知書（第2号様式）により通知するものとします。

（借受者の管理等）

第8 借受者は、貸出物品を常に良好な状態で使用することとし、他に譲渡し、又は貸し付け等をしてはなりません。

2 借受者の故意又は重大な過失により、貸出物品を亡失し、又はき損した場合には、もとの状態に修復するか弁償しなければなりません。

（帳簿の整備）

第9 保健所長は、第7の規定により貸し出しの決定をしたときは、マイクロスモーカーライザー等貸出簿（第3号様式）により整理し管理することとします。

附 則

この要領は、平成20年6月25日から施行する。